臺灣日日新報（第二版）（原購郵便）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十一年十一月二十八日（土曜日）第一万三千百七十四號 A（一）

臺灣昌新報（夕刊）
十一月二十七日
夕刊定価一部二錢
編輯兼發行人 佐々木 喜
發行所 臺北市榮町四丁目臺新日日新報社
臺北支局 臺北市旭町（電話七八五）
臺中支局 臺中市寿町（電話三〇七）
臺南支局 臺南市錦町（電話三〇〇）
花蓮港支局 花蓮港市入船町
大阪支局 大阪市西区靱通四丁目（ユタカビルディング内）
東京支局 東京市京橋区銀座三丁目（電話京橋五一四）

イタリー大使と重要協議を遂ぐ

有田外相、東郷局長が防共問題について

【東京二十六日發本社特電】駐日伊太利大使アウリッチ氏は二十六日外務省を訪ひ有田外相、東郷歐亞局長と會見、日獨防共協定問題を中心に種々重要協議を遂げ、更に防共問題並にエチオピア問題に付き意見交換を遂げた模様である（寫眞はおから有田外相、アウリッチ伊大使、東郷局長）

國際信義を蹂躙した ソ聯ユ大使の怪行動

日獨防共協定に關して

【東京二十七日發同盟】今回日獨間に締結された防共協定に關聯し駐日ソ聯邦ユレネフ氏が外交上の慣例を無視し國際信義と矛盾して有田外相の好意的内報を十つけ拔きソ聯邦の宣傳に利用し更に露骨なる内政干渉を敢てし且つ有田外相以下外務當局を痛く憤激せしめるに至り近くユレネフ大使と會見の際嚴重抗議を敢行することとなつたが有田外相は去る十六日ユレネフ大使よりの質問に對し獨側には反ソ軍事同盟があるとの誤解もある樣だからその眞意は兩國國交上面白からずとしこれ誤解解消の手段を講ずるの必要なるを認め且つ相互的に從來も一國を代表する獨大使となるをもつてこれを忌憚して「さみ」なりと特に忍を押し單獨内報したにも拘らず七日のモスクワ發タス電報は

日獨
融資協定
ありと曲筆し、而もその内容を故意に全く故意し我が好意に國民感情を總動員して

而もこれに關して有田外相は十九日ユレネフ大使に嚴重抗議を申込んだ所、大使は之を認め遺憾の意を表明し且つ右數字の誤りは自分の責任であるとの陳謝を爲したものである

協定成立祝宴

ヒ總統が催して

武者小路大使に勳章授與

【マルタリン二十六日發同盟】ヒトラー總統は反コミンテルン協定の成立を祝賀する爲め二十六日夜獨逸武官長ボルフ將軍を官邸に招き海軍武官長ルーデル大佐、陸軍武官長ヒンデンブルグ大佐、陸軍武官長ヒンデンブルグ大佐、陸軍武官長ヒンデンブルグ

また〳〵上海で邦人商店襲はる

硫酸壜と抗日傳單を投げ込む

幸ひ被害は僅少

【上海二十六日發】本社特派員【二十五日午後四時一支那人往來が觀動路二十三號邦人經營雜貨店に抗日傳單を撒布して逃走した、硫酸壜は主人の背を掠め床に落ちて破壊し床を燒いたが幸ひ負傷を免れた

を巨人に投げつけ激烈な抗日態度が支那側の相次ぐ抗日テロ行為に我が官民及び在留民は憤慨して

植村夫人の行爲は瀆職罪構成か？

論議の的とならん

【東京二十七日發】元逓信參與官植村俊平中將の職權に係る贈賄事件に於て植村中將が收受した四万二千二百円、外國品數物品は其の妻と金部が同中將夫人キヨ(三)の手を介して賄賂を收受してゐるが夫人の行爲が果して犯罪を構成するかどうかは相當論議の的となるものと見られてゐる即ち

一、夫人が中將と職務の關係なく金品を收受したとしても瀆職罪の性質上（夫人は公務員ではない）全然犯罪を構成しない

二、夫人が中將と意思の聯絡あつた場合は理論上瀆職罪の共犯關係に立つものと認定され法律的には犯罪を構成する夫婦一體の關係にあるものと見られてゐる即ち

一、夫人が中將と職務の關係なく金品を收受したとしても瀆職罪の性質上（夫人は公務員ではない）全然犯罪を構成しない

二、夫人が中將と意思の聯絡あつた場合は理論上瀆職罪の共犯關係に立つものと認定され法律的には犯罪を構成する夫婦一體の關係にあるものと見られてゐる即ち

贈賄者の顔ぶれ

いづれも財界の大立物

【東京二十六日發】植村中將事件の贈賄者として發覺した面々は日本特殊鋼業會社代表取締役渡邊二郎、大谷組專務取締役岡本保氏、日本化學工業株式會社取締役岡本保氏、大島製鋼所社長大島太郎

(第三種郵便物認可)　昭和十一年十一月二十八日

御殿女中 (114)

(其十四)

邦枝完二作
神保朋世画

殿中(七)

「どうぞ旦那様、もう御勘弁遊ばして……」

今はやお眼に一杯の涙を溜めたお万は、ただ〳〵助けを乞より縋なかつたのであらう。袈裟の手を振り解いたまゝヅッと身を退さました。

「これ万。」

「はゝい。」

「そなた、何んといふ氣の小さいことなのぢや。わしはそなたの悪いやうにはせぬと、これ程はつきりいつてるではないか。そなたを出世させてやりたいばかりに折角なことを教へてるのぢや。身に覚えた事をみな取りや。」

「と仰しやつても……。」

「そんなも聞き分けのない……。」

袈裟は再びお万を引き寄せた。お万はどうあがきながら下帯の際まで膝から腰を落ちさうに足許に這つた。

「ヲヽ、旦那様。」

殆どその叫びと同時だつた。襖が音もなく開いて、ぐつと睨みながら突つ立つたのはおころだつた。

「旦那様。」

「おころか。」

「はい。」

「なぜ黙つて襖を開けぬ。」

「旦那様に申上げたいことがあつてでございます。」

「どのやうなことぢや。」

「お万を御寵愛遊ばすのは下さいまし。」

「何んと云ふる。」

「そのやうなことを遊ばすは、旦那様の御身分に係はりまう。」

「ええ、御新造様にそれは済まぬ。主人のわがままをすることに、召使のそなたが口を挟むとは生意気ぢやらう。」

「旦那様。」

「なに、生意気を承知のことでございます。」

「はい。わたくしはたとへどのようなお叱りを受けましても、おいさめもずに居られませぬ。もし旦那様、あなた様にお万の曾をお尋遊ばして、近年評判の御寵愛……」

「黙れ。」

「ヲヽ、怖ろしい。」

掛けて下さる主人の御恩も弁まへず、喋がましき物の言ひやう。もはやその言葉など聞く耳もたぬ。用はない。このまま黙くに下りや。」

「そんな旦那様。もはや御寵はないのでございますか。」

「ない。」

「左様なら……」

「下りやと申すのぢや。日頃目を掛けて下さるお万の曾をお尋遊ばして、近年評判の御寵愛……」

「ヲヽ、怖ろしい。」

「下りやと申すのぢや。日頃目を掛けて下さるお万の曾をお尋遊ばして、近年評判の御寵愛……」

週の映畫

第一映畫トーキー

四十八人目

廿三日より　タイケキ

ますが、その扱り、ころには吾が娘もやうな声で呼びかめた。

「御寮や。」

「ヲヽ。」

からもう後を見返つてゐる袈裟は、一二歩行き過ぎるおころを。

「ヴォグ」の巴里賞 (下)

村崎金四郎

「ヴォグ」のこの度の巴里賞コンクールは最初以上の成功だつた。この度の試みでは、単に懸賞を求めるばかりでなく、懸賞者以上の技能に就いても考査したのであつた。結果は我々の編輯事務を援助してくれる優秀な女を得た。それに五百の答案からは、明日の婦人である女学生の、流行というものをどんな風に考へてゐるかを知ることの出来、我々の指導方針をお供物に上げて、あなた様へのお心を 何時までも継いでおきたいとの意味は このことには 触り過ぎるくらゐ触つて置りまする。」

「下りや。」

「ヲヽ。」

「下りやと申すのぢや。日頃目を掛けて下さるお万の曾をお尋遊ばして、近年評判の御寵愛……」

「ヲヽ、怖ろしい。」

「下りやと申すのぢや。日頃目を掛けて下さるお万の曾をお尋遊ばして、近年評判の御寵愛……」

週の映畫

第一映畫トーキー

四十八人目

廿三日より　タイケキ

▲森田草平の「厚化粧」映畫化したもの。淡路恵子頭、代を記念して二重生活の男の二重生活の苦悩を描いた。

▲

身を削つた淋毒内膜炎が

三枝よしを

……三枝さんですか、お肥りにならつて以前よりずつと若くおきれいになりですつり見違へました。商品「ノ」の興味に云はれたのも當然で、昨年の今頃は淋毒性子宮内膜炎で手術をするのせぬのと一家中大変な騒ぎ、本人の私は下腹痛みや下り物で苦しさに隠れ見る影もなく痩てゐた時お目にかかつたきり（略）旦那によくない痛みも感じて来ると下り物も少く臭も薄れて（略）月経の前の痛みも感れてあつたりつかつたりのリキンと薬になるほの嬉しさは御察し下さいませう。ウセント球を知らずにゐたら即座に楽しい毎日を活も健康 個もどうなつたかと救ひの手と楽く窓射致……

女と生れたを恨んだ私が

關森小夜子

……結婚後急にこしけが増して陰部は爛れ痒くて堪らず、ロコロコ濃くなつて行きますので、つくりたい位痛いあるのだと思ひこれが裏たる事かと、泣いて実家の母に訴へたりも無理からぬ事でした……腰に重く下腹は痛み初めと云ふのに足に冷え、月経の順になつてその間日には床につく騒ぎでした。いろ〳〵内密でそつと見ましたが不快なものさへあつて面白くなく、つくすてておこうと断念しましたが、たとの間の冷たくなるのを心配した母の紙から母が帝大病院に治つたウセント球を使つたのを、女と生れたがびを感する初めでした。その間もこけはるかなしく痛みは少しもなく醜脈も艶々と張りきつて健康に夫の愛を必々感してゐます（後略）

身を切る噂さを晴らして

石上里子

つい紙上で話した事が、みんなに云ひ触らされて外出さへ出来ぬ不品行の噂、身を切られるやうでした。かくさて母に打明けました。女だもの心配はいらない美しいお薬、買つて飲きまして使つて居ますうちに、下り物はつて来て悪臭と薄くなるのが嬉しに附つた時の嬉はしさ、今はすつかり臭はなく臭の間も下り物はなく不快だつた月経も一定に来たにきつと驚いて居ます。お友達も前より親しくなり皆に感謝されてゐます。

こしけか治つて美しく若返へる

[illegible]

軽い帯下にも美容を壊す

醫學博士

週の映畫

第一映畫トーキー

四十八人目

廿三日より　タイケキ

▲森田草平の「厚化粧」映畫化したもの。淡路恵子頭、代を記念して二重生活の男の二重生活の苦悩を描いた。

▲

身を削つた淋毒内膜炎が

三枝よしを

……三枝さんですか、お肥りにならつて以前よりずつと若くおきれいになりですつり見違へました。商品「ノ」の興味に云はれたのも當然で、昨年の今頃は淋毒性子宮内膜炎で手術をするのせぬのと一家中大変な騒ぎ、本人の私は下腹痛みや下り物で苦しさに隠れ見る影もなく痩てゐた時お目にかかつたきり（略）旦那によくない

明年度豫算二十億餘
實質大半殆國防豫算
只陸海軍占四割六分三厘

東京二十七日電。明年度豫算總額。決定三十億四千百萬圓。比較本年度豫算總額二十三億千百萬圓。實爲七億三千萬圓未曾有大激增。歲出影脹。首爲國防費影脹。明年度陸海兩省豫算合計額。十四億九百萬圓。對歲出總額。占四割六分三厘。是爲我財政史上最高率。又陸海兩省以外豫算。而屬省歲出增加豫算。亦認爲廣義國防費。極爲巨額。明年度豫算。實質的大半殆國防豫算云。

產業組合監查法
農林提案來議會
稱自治監查與英德異

東京二十七日電。農林省。得經費三十九萬圓之承認。決定產業組合監查。即照此議會公約實施。來議會。提出產業組合監查法案。而期該監查制度確立。法案骨子與英德監查制度異。即自治監查。與行政的監督並行。爲特色云。

郵便貯金降利
閣議正式決定
且自來春四月一日實施

東京二十六日電。郵貯降利所關。二十六日。曾通貯金現行利子三分。降三厘六毛。爲二分六厘四七。大藏遞信兩當局意見一致。又據貯金利率。主張降三厘。兩省意見。尙未一致。大體降三厘四毛。此其實施。訂昭和十二年四月一日。二十七日附諮定例閣議。正式決定云。

廣義租稅收入
十五億千五百萬
我國財政史上所未曾有

東京二十七日電。一、關稅現行稅。關稅一豫算。所料租稅收入。二十六日。由大藏省發表。此中所含內國稅。關稅、噸稅。及印紙收入。即廣義租稅收入總額。實有十五億二千五百萬圓。比之計一五一五。但以上數字。百萬圓以下捨之云。

植村中將等
瀆職起訴
陸軍省發表

東京二十六日電。前陸軍省造兵廠長官工學博士植村東彥中將（五六）。陸軍技師西山文雄（五一）氏。陸軍部內瀆職被疑事件曾經大藏省查定。大部分削除。約認二百萬圓之程度。

遞信省助民間航空
決定新設六飛行場

東京二十七日電。遞信省爲助民間航空發達。其最初計畫。實現不能。因先決問題。且於此年度。全國十五處。設飛行場。既將所要經費。計上豫算。經大藏省查定。大部分削除。約認二百萬圓之程度。

滿洲國外交部
爲俄兵挑戰
抗議俄政府

二十六日新京電。滿洲國外交部。去二十四日。俄兵不法挑戰。並侵犯滿洲國領。二十五日。對俄政府。嚴重抗議云。

上海邦人紡
罷業妥協成
卽日操業開始

二十六日上海電。上海邦人紡織業協會。去二十六日第一回協議會。附議臺灣社會事業協會。提案之一。本島葬儀改善之件。山谷州及聽出席者。續起答申。後決定其實行。非一朝一夕所能者。故派各州委員。協議具體的改善方法。去二十七日協議會。報告具體案。乃山島田議長指名委員十九名。十一時四十分休憩。午餐後。下午一時再開。附議本協會提出研究事項。一、部落改善之辦理實例發表之件。本事項照第七回全島社會事業大會決議。衆各部落改善辦理實例。並開陳意見。對此有基隆市方委何鵬新莊街長樫本加賀治。桃園街方委尤見養。竹東街長吉田三郎。員林街方委幹事張清柳。清水街方委幹事張清柳。

臺灣社會事業大會
發表部落改善實例
葬儀改善案附委員會

既報第九回臺灣社會事業大會。去二十六日第一日協議會。附議臺灣社會事業協會。提案之一。本島葬儀改善之件。山谷州及聽出席者。續起答申。後決定其實行。非一朝一夕所能者。故派各州委員。協議具體的改善方法。去二十七日協議會。報告具體案。乃山島田議長指名委員十九名。十一時四十分休憩。午餐後。下午一時再開。附議本協會提出研究事項。一、部落改善之辦理實例發表之件。本事項照第七回全島社會事業大會決議。衆各部落改善辦理實例。並開陳意見。對此有基隆市方委何鵬新莊街長樫本加賀治。桃園街方委尤見養。竹東街長吉田三郎。員林街方委幹事張清柳。清水街方

花蓮港街
臨時協議會

花蓮港街臨時協議會。去二十六日午前九時起。開于昭和會館。協議會員十三名中。僅中村田氏缺席。監督官一名。有總督代理出席。協議長席。刻到。宮崎街長就席。開會。即就議案第一號。花蓮港街有給吏員退職給與金及遺族扶助料條例制定件。審議後。決定施行。第二號。昭和十年一年度街歲入出追加豫算件。及議案第三號。昭和十一年度街歲入出追加豫算件。各爲審議後。均照原案可決。終了閉會。而追加豫算臨時支出。係長。田中郡守。採點七及講評。有德永。大岡。金子警部補等。時刻一到。國旗揭揚。宮城遙拜。優勝旗返納。而後檢閱開始。分列式畢。發表及講評。繼卽優勝旗授與。及優良團授賞。勤續壯丁團員表彰。田中郡守訓示。警務部長代理官訓示。優良壯丁團長答辭。表彰壯丁團長總代答辭。旋即壯丁團歌合唱。國旗降下。三唱萬歲。檢閱式終。一同參拜神社。然後解散。優勝旗授賞及等數如左。

一等優勝旗興草團。二等水蕨厝團。三等朴子團。四等竹子腳團。五等後堀團

天候惡化圖糯急騰
十日限授受懸念
臺北州產殆未出米

二期田糯。商況之盛。已臻極度。如十二月十日現。市場實皆已達七百十四車。過於強氣。居奇不賣。則十二月十五日限四百七車。需要期後。糯米必全慢落。是故本年地場之市賣。頗積極的。而買派多係新竹。臺中兩州產地農民。無所謂有力主將。出而占買者。在強氣者之論調。則謂內地年內。至少亦須買入六七十萬袋。蓋阪神地方移入商之空盤買賣。現下多至五十萬袋。買派料產地硬軟之主張懸殊。去二十六日早朝。一至盛出現。必有實米歷追。斯時價必暴落。乃欲採買而授米。及見日米產地出米遲々。且不願賤賣。價日昇騰。阪神買派。自至十四八十四五錢。波瀾漸大。兩三日來。小陽春天氣。晴霧溫暖。天候過佳。米界人氣轉強。早朝場外又起至十一圓三三錢。刻下基隆在庫米約二萬袋。新竹二千袋。臺北僅百餘袋。新米終。一同參拜神社。然後解散。優勝旗授賞及等數如左。

一等優勝旗興草團。二等水蕨厝團。三等朴子團。四等竹子腳團。五等後堀團

竹州二期米
標準查定

二期田糯。商況之盛。已臻極度。如十二月十日現。市場實皆已達七百十四車。過於強氣。居奇不賣。則十二月十五日限四百七車。需要期後。糯米必全慢落。是故本年地場之市賣。頗積極的。而買派多係新竹。臺中兩州產地農民。無所謂有力主將。出而占買者。在強氣者之論調。則謂內地年內。至少亦須買入六七十萬袋。蓋阪神地方移入商之空盤買賣。現下多至五十萬袋。買派料產地硬軟之主張懸殊。去二十六日早朝。一至盛出現。必有實米歷追。斯時價必暴落。乃欲採買而授米。及見日米產地出米遲々。且不願賤賣。價日昇騰。阪神買派。自至十四八十四五錢。波瀾漸大。兩三日來。小陽春天氣。晴霧溫暖。天候過佳。米界人氣轉強。早朝場外又起至十一圓三三錢。刻下基隆在庫米約二萬袋。新竹二千袋。臺北僅百餘袋。新米終。一同參拜神社。然後解散。優勝旗授賞及等數如左。

一等優勝旗興草團。二等水蕨厝團。三等朴子團。四等竹子腳團。五等後堀團

大甲郡米穀
統制組合創立

大甲郡米穀統制組合。定來二十八日午前九時。集郡下資產者。在清水元公學校講堂。開創立總會。附議事項。爲創立費用。及役却方法所關。定歎制認識現下世界的大勢。彼此處于指導地位諸人。幸勿拘于自己之感情。而相爭此余一已之見。率直前言。求諸君致意之也。

田中公學童
大舉修學旅行

員林郡下田中公學校五、六年生男子百五十九名。女子四十四名。此回組織修學旅行團。一行二百四十三名。由伊川。中野及仲宗根三訓導引率。搭去二十六日午前六時六分。由田中驛。發車南下。視察嘉義。臺南。高雄合屏東等回臺灣各地名勝。行程往復。凡三日間。按本二十八日午前五時四分。發田中驛。

嘉義市要求豫算
突破百六十萬圓
結局按九十萬圓

（四）學校新築費（三）

特別會計
一般會計繰入額
決定六千百八十五圓
卽臺灣五百一十五圓

基隆防火日
水陸兩署
實施船火演習

基隆防火日。全島將一齊實施防火宣傳週間。基隆市之消防。我田水陸兩署及海務部。決於各署。具體計畫。下諸市街。最

總督過大甲驛
詢問民情

二十五日 小林總督。初巡視中南部。是日午後二時八分。通過大甲驛。停車數分。受大甲街庄長協議會員有志小公學校兒童送迎。當地乃世界馳名之大甲帽原產地。總督特關心詳問民情。笑容可掬。二時十分車。發車赴彰化方面去。

嘉義市大麻
舉頒布式

嘉義郡。二十六日午前九時。招集郡廳講堂。舉行大麻頒布式。出席者。郡內各街庄長。小公學校長等。在二十九日。行慶成大麻及曆頒布。始奉告祭。於頒布式。神宮鑽賦。訓示。大麻及曆頒布。次江田郡守訓辭。及祝詞。一同遙拜。式畢。散會。

東石郡壯團
檢閱詳誌
一等鹿草團

東石郡保甲壯丁團。二十八團。月二十五日 午前六時三十分。在東石神社外苑。舉行第十三回檢閱。

地有遺利民有恒產
指導有談生惡結果
總督于茶話會席上談

小林總督。于二十六日。在臺中市千代廼家。賚食後午後零時半出發。驅自動車赴法院。同檢察局。接見緒方法院長。石橋檢察官長以下職員。報告概況。同五十五分。蒞臺中刑務所。接見山中所長以下職員。聽取報告概況。次蒞臺中飛行場。由松岡知事代表一同謝詞。三時開宴。主客盡歡。最後小林總督。坂本素治哉氏。各爲主客乾杯。三時半散會。由是總督一行驅自動車。由公館前。至大正町。受文武官員送外。經裏面役道路。直往彰化。投宿演舞館。

大甲街鎭瀾宮醮事
廿九日起三天
屆時當呈未曾有盛況

既報大甲郡大甲街鎭瀾宮。共榮每十分發事。以應遠近乘客之便。已下大甲。市區新改正。道路潤五六尺。洋樓比立。屆時當現出人山人海之大盛況云。

商況（廿七日）

米況
正米市況前場
大阪期米前場

株式
大阪短期前場
東京期米前場
神戶期米前場
京京銀行株
東京短期前場
大阪長期前場

公債
東京國債前場

爲替
外國爲替
神戶對外爲替

穀肥
神戶豆粕

砂糖
倫敦

絲況
大阪綿絲
大阪棉花
大阪人絲
夜汲生糸

銀塊
外國金塊
大阪現物
大阪清算

連載漫畫 チビ助ヒノデ平 吉本三平畫 島田海三郎 (38)
あばよ どうぞえ あそばまい
しめた はじごが あるぞ
ウーン クソッ ザンネン ダア
えへへ ねるよ ほんとに うまいよ
ヤッ アンナ コトヨシテ ヤガル
こいつ ひとのやることの へいたのぼって どうするつもりだ

臺灣新報

本日夕刊共十二頁　木々佐　入行設會新編

（東京電話日本橋（24）一四一一番　社報新日日新聞　所行發　番〇〇八四　話電代代）

臺灣新報

（東京電話日本橋（24）一四一一番　社報新日日新聞　所行發　番〇〇八四　話電代代）

本日夕刊共十二頁　木々佐　入行設會新編

櫻井忠温著

戦争論

（四六判四七〇頁　本文篇ルビ付　布製上製箱入）　定價一圓五〇錢　送料十四錢

時局編にして英雄を思ふ——武將論は出づべくして出でざりし著者畢生の著作。最も大膽に最も深刻に。著者一流の眼にて日本古今の戰將名將を俎上に。著者一流の筆にて日本古今の戰將名將を俎上に。著者一流の筆にて日本古今の戰將名將を俎上に。著者一流の筆

空前の大豫算案を
二時間足らずで可決
きのふの豫算閣議

【東京二十七日發】二十七日の豫算閣議は午前十時二十分散會、廣田首相以下各閣僚出席、先づ豫算閣議に入るに先立ち臨時軍事費特別會計法の施行期日を昭和十二年一月一日に決定し、次で大藏省内に金融評議會を大藏大臣の諮問機關として設置する事を決定した後十二年度豫算の審議に入り、先づ馬場藏相より約一時間に亘り歳入計畫に關する說明を行ひ、次で藏出豫算に關しては異議はないが歳入中の統制稅に關する點については專務當局に於て更に審議して貰ひたい旨を述べ、次で潮内相は地方交付金其他につき希望意見を述べ、寺内陸相は豫算編成に關しては財政の現狀に鑑み二年間年度を繰下げる方針を執つたのであるが、大體に於て今回の豫算をして所謂國防優備重點的施行的豫算たらしめ

◇……歳入に於ても極力消極的なる增加を以てしては國防費の膨脹に基づくもので明年度陸海兩省豫算合計額は十四億九百萬圓と歳出總額に對し四割六分三厘の割合を示し我が財政史上最高率を示してゐる、國防費の膨脹は主として明年度に於ける增收と國民所得の增收に伴ふ國稅の自然增收との外豫算分の間相當額を限度の公債發行に依り支弁するは已むを得ぬものと考へる

◇……併しながら將來國防費增加するを免れざるものと考へられるが、これに對しては今回の增稅其他の計畫に準じ年度に於ける增收と國民所得の增收に伴ふ國稅の自然增收との外豫算分の間相當額を限度の公債發行に依り支弁するは已むを得ぬものと考へる

◇……右のやうに明年度豫算は三十億円を突破し昨年度に比較して約九億六千万円に達するもの意外の豫算に於いても國内一般の經濟狀態、歳入の增加狀況等に鑑み相當の增加を見込んだものであつて、殊に生産擴充計畫に關聯する豫算の如きは特に重點的に增加を計つたものである

◇……豫算編成に當つては出來る限り現内閣の重要政策遂行に努めると共に歳入增加の方途を講じ、以つて今回の非常時局に對し國運の進展を期し併せて財政の基礎を鞏固ならしむる

◇……明年度豫算編成に當つては出來る限り現内閣の重要政策遂行に努めると共に歳入增加の方途を講じ、以つて今回の非常時局に對し國運の進展を期し併せて財政の基礎を鞏固ならしむる

◇……只今豫算閣議も無事終了し茲に明年度豫算概算の決定を見た事は甚だ慶賀に堪へない所である

【東京二十七日發】二十七日の豫算閣議に於ける馬場藏相談の要旨は左の如し

◇……只今豫算閣議も無事終了し茲に明年度豫算概算の決定を見た事は甚だ慶賀に堪へない所である

◇……豫算編成に當つては出來る限り現内閣の重要政策遂行に努めると共に歳入增加の方途を講じ、以つて今回の非常時局に對し國運の進展を期し併せて財政の基礎を鞏固ならしむる

(第三種郵便物認可)

閣議決定せる
退職積立金施行令
明年二月より實施豫定

【東京二十七日發】二十七日の閣議で決定した退職積立金及び退職手當法の施行勅令は愈々十二月一日公布明年二月一日より施行されるが右施行勅令並に施行規則の主要点左の如くである

一、退職積立金及び退職手當法の退職手當積立金及び退職手當法施行令(勅令第　號)

一、退職積立金及び退職手當法の實施期間は當時又は其時に受ける給與其他の利益ととすること

但し法律に據くるもの除くこと

(イ)二月を超ゆる期間に支給すべき賞與又は手當

(ロ)疾病手當

(ハ)法律に關する利益又は住宅料として貸與の價格決定に影響なきもの

(ニ)その他内務大臣の指定するもの

一、貸與の金額又は一部の金額以外の給與其他の利益となる場合に於ては其の價格は健康保險法施行令第二條第一項及び第二項の規定に依り定める標準價格に依りて算定すること

但し同條第三項の規定に依り団體の定をなしたる勞働保險組合の保險勞働者たる勞働者については其の定に依りて算定すること

一、退職積立金及び退職手當法の實施に關する規定を有する場合は前號に依りて算定すること

一、退職積立金及び退職手當法の實施に關する規定を有する場合は同法第十二條に規定する退職手當若くは同法第十六條及び第十七條に規定する退職積立金の積立を爲さず又は同法若くは第十六條及び第十七條に規定する率と異なる率の積立を爲すことを得る場合に於ては其の退職手當若くは退職積立金又は退職手當法に準ずる退職積立金及び退職手當法に關する規定を有する場合に於て市町村其他之に準ずべきもの及び勞働者との間に於ける組合が退職積立金及び退職手當法に準ずる退職積立金又は